

## 平成28年度「第1回山梨県男女共同参画審議会」議事録

1 日 時:平成28年5月16日(月)午後2時00分～

### 2 審議会出席委員

(審議会委員)飯室元邦会長・牛奥久代会長代理・天野洋子委員・井尻真理子委員  
岡村美好委員・小田切進委員・小田切陽一委員・久保寺成典委員  
齊籐節子委員・榊原俊二委員・芝垣玲子委員・樋口高子委員  
樋田明委員・堀内寿人委員  
14名出席

(事務局等) 布施県民生活部長・上小澤県民生活部次長・三井県民生活・男女共同参画課長・  
小田切県民生活・男女参画課総括課長補佐  
古屋男女共同参画担当課長補佐・伊藤副主幹・木戸主査・久保田主任

(進 行) 小田切県民生活・男女参画課総括課長補佐

### 3 会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 県民生活部長挨拶
- 4 会長の選任
- 5 会長挨拶
- 6 議事
  - ①会長の職務代理の選出について
  - ②部会の設置及び部会委員の選出について
  - ③第4次山梨県男女共同参画計画について
  - ④その他

### 4 概 要

#### ◇ 事務局から

本日の会議は、委員数15名中14名が出席しており、委員の2分の1以上の出席となっていることから、山梨県男女共同参画推進条例第22条第10項の規定により、会議を開催する。

#### ◇ 会長の選任

飯室元邦委員を会長に選任。

#### ◇ 議事(条例第22条第9項により、会長が議長)

##### (1) 会長の職務代理について

議 長	山梨県男女共同参画推進条例第22条第8項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。」と規定されているため、会長の職務代理として牛奥委員を指名する。牛奥委員、了承いただけるか。
-----	---

委員	了解した。
(2) 部会の設置及び部会委員の選出について	
議長	山梨県男女共同参画推進条例第23条第1項の規定に、部会を設置することができることとなっている。条例第15条第3項により、男女共同参画推進に関する施策等について、県民又は事業者からの苦情があった場合の適切な処理のために調査審議の一部を行うためのもの。今期も設置することでよいか。
委員	異議なし。
議長	部会委員について、いかがするか。なければ、事務局に案があるか。
事務局	前期に引き続いて、学識経験者と地域の代表から選出するということで、堀内委員、小田切委員、樋口委員を提案する。
議長	事務局の提案についていかがか。
委員	異議なし。
議長	それでは、事務局案のとおり3名を選出する。
(3) 第4次山梨県男女共同参画計画について	
議長	「第4次山梨県男女共同参画計画」について事務局から説明願う。
事務局	〈「第4次山梨県男女共同参画計画」について説明〉
議長	その他事務局から何かあるか。 〈今後の審議会の予定について説明〉
議長	本日の審議事項以外でも何か意見はあるか。
委員	今回の計画策定では、推進本部でのプロセスは重要。庁内で策定の段階から力を入れていけばいいものができると思う。
事務局	男女共同参画計画は多岐にわたっている。県職員の数値目標も達成されていない項目もある。庁内の意識改革も進めているが、まだ浸透していない状況。そういったところも意識しながら庁内検討を進めていき、また皆様にお話できるようにしたいと思う。
委員	果樹が盛んな山梨なので、是非そのような山梨らしさを計画の中に入れてほしい。
事務局	委員には農業関係の方もいらっしゃるので、そのような山梨らしさというものも入れていけるように検討していく。
委員	次回は8月のいつ頃開催予定か。
事務局	中～下旬頃を予定。
委員	「H27 年度県民意識・実態調査」の“女性の地位”に関する調査だが、「家庭生活」「職場」「地域」「社会全体」では『男性優遇』が多いが、「学校生活」では異なる結果。何年か前の内閣府調査も同じ結果。これについて分析しているか。
事務局	現時点では行っていない。
委員	教職員の中で、男女平等の意識が高いからか、実際の行動面で意識と同じようなことがあるからか、そのあたりにヒントがあるのではないか。
委員	「学校生活」というのは教職員ではなく生徒ではないかと思う。学生時代は例えばテスト等自分の努力で認めて貰えて平等だったのが、会社に入ると急に男性が優遇される等、そのよう

事務局	<p>な意味で「学校生活」では男女の差別なく認められていたということだと思ったがいかがか。</p> <p>学校生活においては、男女共同参画ということは、教育という場面でしっかり先生方が指導されているので、生徒がそのように感じていると思う。教職員の立場でも“平等”という形をとられているのではないかと思う。</p>
委員	<p>何年か前に個人的に分析したが、“学校の先生”というのは特別。先生は女性の仕事として確立していて、妊娠したら1年休職するのが当たり前になっている。一般の職場とは状況が違う。今回の調査は20歳以上が対象というので、妊娠したら1年休職し、それに対してきちんと非常勤の先生が来て補われる。男性教職員も心配をしなくてすんでいる。そのような意味でこのような結果になったのではないかと思う。</p>
委員	<p>この調査の「学校生活」とは子供にとっての学校で、子供たちの生活が男女平等であるという意味ではないか。教職員については、結構育休などが簡単にとれるようになっているが、職場とすればやはり男性優遇。管理職もまだ男性が多い。例えば、昔は児童会の会長は男の子、副会長は男の子と女の子という意識が何となくあったが、今はそのようなことはなく、また家庭科の授業も男女一緒というように、学校では結構男女の差がなく平等に行われているので、子どもたちの意識に関する調査結果だと思う。</p>
委員	<p>まさにそのとおりで、子供の立場からいうと、今は学校の名簿も男女混合。名前の呼び方も「くん」「さん」から「さん」に統一している学校が多い。スポーツについても男女混合で特に男性優遇ということはない。大人については、PTA会長も女性の方が多い。まだ数は少ないが、教職員も女性の管理職が増えている。また、産前・産後休暇の後に育休があり、制度が保障されていることは確か。給料でも男女差はない。そういう面では、学校の先生はかなり平等ではないかと思う。</p>
議長	<p>いろいろと御意見をいただきました。2回目、3回目と審議が活発になるようお願いいたします。また、庁内での横の連携というものも図ってほしいと思う。先日出席した研修会では女性の参加者も増えており、女性の活躍にも期待している。本日の資料をよく読んでいただき、次回からの会議も御協力をお願いします。</p> <p>以上をもって、本日の議事をすべて終了する。議事進行への協力に感謝。</p>